

混乱深まる確定申告

総合的な税制・税務行政の見直しを

平成21年分所得税の確定申告書の全国の提出枚数は、平成10年分以来の増加が止まり、わずかに減少(0.1%)して2,367万枚。その中でも還付申告書は1%増加しています。他方、東京国税局の提出枚数は今年も過去最高を更新しました。

e-Taxの利用件数は全国では対前年127%と大幅に伸びました。東京局のITを利用した申告書の提出件数は対前年133%と利用率を伸ばしています。また、自宅等での利用は対前年117%であるのに対し税務署での利用は162%と著増しています。これは前年の122%と比較しても急激に伸びており「来署型電子申告」にシフトした結果です。一方では利用者の内の5%しか自宅等から送信をしていないという事実もあります。

実績競争のため理念を捨てた当局

「来署型」PC作成を導入しタッチパネルを全廃するについての当局の「理念」は「来署者数、リピーターの削減」でした。しかし、国税庁長官が全国税労働組合との交渉の席上で「PC作成のメリットは事務の効率化。自宅で無理な人は会場で」と発言。職員や臨時職員による「代打ち」を公然と推進していくことになります。これにより「自書推進」という表看板は色あせ、税務署の現場は一層混乱の度合いを深めました。

申告書の事前送付省略で混乱

今年は前年IT申告を利用した納税者には決算書・申告書の事前送付を省略しました。そのため問い合わせ、苦情が殺到し200件近い追加送付をする署もありました。また、あらかじめ決算書が送られなかつたために帳簿や領収書をもって来署しその場で決算書を作成する納税者が増加、加えて手ぶらで来署する納税者も多く相談者の列が税務署を取り巻く光景も出現しました。

税制改正を含めた総合的な見直し必要

鳴り物入れで実施された内部一元化ですが、現



晩春の谷川岳連峰

場では圧倒的に不評です。一元化で初めての確定申告は、さまざまなトラブルがあり職員にしわ寄せが増大し、管理運営部門を中心につけてない残業を強いられる結果になりました。

本年度の確定申告は、現場の体制を考慮することなく方針で号令をかけ、現場の職員や納税者サービス削減にしわ寄せしたことが明瞭になりました。日本の総人口の5人に一人が確定申告をする税制の下で、総合的な税制と税務行政の見直しが求められます。

確定申告後の事務の変化

特徴は法人税調査です。人事異動後速やかに調査を実施することが計画されており、異動後は即着任をし、赴任期間も無く調査に着手。移動しない職員は人事異動前に予約を入れるよう指示されています。個人課税部門でも相対的に前倒しを指示しており調査件数の拡大に具体的に踏み出したと言えます。

新政権の税制改正 鋭く分析

第42回公開講座

連続5回続く参加者 100人超え



浅井優子 報告する 会員

第42回公開講座は2月5日、全労連会館において100名の参加者で開催されました。参加者100名以上は第38回公開講座から続いています。

「新政権下の税制と税務行政、そして今年の確定申告は」のメインテーマのもとで、4名の会員が報告をしました。

- ◇「税制改正大綱の内容と課題」 浅井会員
 - ◇「平成21年分確定申告事務運営の特徴」 石塚会員
 - ◇「謝りやすい事例・所得税」 武田会員
 - ◇「謝りやすい事例・資産税」 川村会員
- 鳩山新政権が発表した「税制改正大綱」、「支えあい」のための「新たな税制」が大企業優遇、金融資産家優遇の自民党税制そのものであることを鋭く解説、恒例の確定申告対策は参加者の関心を呼び好評のうちに幕を閉じました。

納税者権利憲章の行方



国の強権的な徴税から納税者的人権を保護し権利を守るために「納税者権利保護法を策定すべき」とする動きはO E C D加盟国を中心に1970年代後半からはじまり、1985年カナダ、86年ニュージーランド、イギリス、87年フランス、88年アメリカ、97年韓国、2000年にはイタリアで制定されました。未だ制定されていない主要国は日本とドイツだけとなっています。

日本では全国商工団体連合会や自由人権協会が1970年代から納税者の権利宣言案を発表し制定の運動を進めてきました。1993年には納税者の権利憲章を作る会（T C フォーラム）が横断的に結成され、2002年に民主党、共産党、社民党の三党共同提案で「国税通則法一部改正案」を提出するところまで運動が進みましたが、この法案は国会会期切れで廃案となりました。

その後T C フォーラムを中心に運動は大きく広がり、民主党は2008年12月発表した「税制改革アクションプログラム」で「納税者の権利を明確にするために権利憲章を制定する」と党としての公約に掲げ、その後政権の座についた民主党は平成22年度税制改正大綱に「納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものと

して納税者権利憲章を早急に制定する」ことを明記しました。

いま、「憲章」制定の議論は政府税制調査会の納税環境整備小委員会（小委員長三木義一青山大教授）で国税不服審判所の改革、納税者番号制問題とセットで議論されています。

すでに9回（5月20日現在）の小委員会が行われ、小委員会の意見がまとまれば税制調査会納税者環境整備PTに答申し、さらに「PT」で議論し税調答申にまとめられることになっています。

国税不服審判所の改革や納税者番号制について『必要』とする声も強く出ているようですが、「憲章」問題では通則法を一部見直しして担保すればよい、納税者の権利と納税者の義務を入れたほうがよい等の意見も出されており、国税庁の主張が強く出始めているように思えます。

T C フォーラムは次期国会には権利憲章法案の提出をするよう、6月1日も国会議員への要請行動を行いましたが、民主党の政治姿勢や参議院選結果如何では早期制定の動きが後退することも考えられます。流れを止めないためにはより一層の運動が必要になっています。

無法を許すな！

地方税滞納処分の

最近の地方税の滞納処分、ちょっとひど過ぎる。例えば…

①1年位前、熊本県宇城市。たこ焼きの移動販売業者に対する固定資産税等の滞納処分で、たこ焼き専用の軽自動車を差押え、タイヤロックをかませ、一家6人を自殺に追い込んだ。②同じ頃、鳥取県の県税滞納処分として、差押禁止財産である児童手当が、預金に入金直後、差し押さえ、取立てされた（差押直前の預金残は、数十円だった）、③千葉県長生村の例。年金担保の借入完済と同時に生活保護をはずされた単身男性（77歳）は、振込み入金直後の年金を昨年10月、12月と2回差押を受け、本年1月、孤独死（餓死）していることが発見された、④熊本県内のいくつかの自治体で、血圧計、タッパー、コップ、アルミホイル、ガラス皿、靴、虫こりり、掃除機、除湿機など何十点何百点と差し押さえし、数自治体の合同公売にかけ、二束三文でたたき売り、売れ残ったものはさらにネットオークションでただ同然に売却している事実が明らかに。また、百円玉以下の現金（1円玉140枚含む）の差し押さえ（合計1,590円）の事実も明らかになった。

以上の事例について、簡潔にコメントしておきたい。①の例は、滞納者の実情を無視した典型例。少し実情に立ち入ってみると、この納税者は大勢の扶養家族をかかえ、かなりの生活困窮状態だったという。滞納者の実情を考慮すると、徴収法71条6項をつかって、タイヤロックをしない選択肢が正しかった、②及び③の例は、実態的には差押禁止財産（年金は一定部分が禁止財産となる）であるのに、形式的に預金化されたことを奇縁として、差し押さえに及んだ事例。最近の判例は「本来の財産が差押禁止財産であれば、その趣旨を尊重する」、「差押直前の預金残と後で振り込まれた禁止財産との識別が判然としない場合に限って差押が認められる」というもので、これらを総

合勘案すれば、本事例は明らかに違法な差押といえる、④の事例は、差押財産の中には、（担当官は「余剰財産」と言っているが）日常生活に必要不可欠と思われるものが多く含まれていることから、徴収法75条の「差押禁止財産」に該当することから違法性は濃厚だ。また、納税者にとっては貴重な財産を1円とか、5円とかの値段をつけて公売するやり方とか、1円玉とか5円玉まで差し押さえし、取り立てるのは、まさに「身ぐるみ剥がせる」やり方で、人道的にも許されるものではない。

このように強権的で粗雑な、あるいは違法・無法・不適切な滞納処分が、いままで、全国の地方自治体で猛威を振るっている。知る限りにおいても、ここ数年内で自殺・餓死等の犠牲者は10人を超えており、おそらく、この数は氷山の一角だろう。徴収現場では異議申立て、苦情の申立て等でたたかうのは当然ですが、国会・地方議会をもっと効果的に活用すべきではないだろうか。



お知らせ

第17回通常総会の開催

日 時：2010年8月25日(水) 1:00～
開 場：全労連会館（お茶の水）
特別講演：相沢 幸悦 氏
埼玉大学経済学部教授

*3:30頃から世界経済、日本経済の行方などについてお話を予定です。
*5:00からは交流会も予定しています。
会員の皆さんのご参加をお願いします。

センター活動日誌

2010. 1.13 東京土建本部
16 全国商工団体連合会
16 埼玉県保険医協会
2. 7 目黒民主商工会
16 東京土建本部
28 新婦人新宿支部
3.11 重税反対町田支部
12 重税反対渋谷決起集会
12 重税反対板橋集会
18 神奈川県商工団体連合会
4. 7 T C フォーラム
納税者権利憲章の早期制定
を求める院内集会参加
4. 9 第3回三役会議
4.19 第4回理事会

全国商工新聞 投稿 2回

「消費税・課否区分表」の在庫があります。必要な会員に無料（郵送料持ち）で頒布しております。センターまでご連絡ください。（FAXでご注文ください。）

新入会員紹介

※会員

- ・石井 祐二
住 所 北区浮間 5-17-24-404
事務所 世田谷区世田谷 3-22-17
世田谷税経センター
TEL／03-5451-5321 FAX／03-5451-5323
- ・岡田 俊明
住 所 江戸川区清新町 2-4-11-104
事務所 北区上十条 2-4-8
本川綜合事務所
TEL／03-3907-3346 FAX／03-3906-8848
- ・梁木 三郎
住 所 昭島市美堀町 5-20-4-706
事務所 新宿区百人町 1-16-18 センチュリービル
東京合同事務所
TEL／03-3360-3871 FAX／03-3360-3870
- ・吉田 久夫
住 所 立川市栄町 5-50-1
事務所 町田市中町 1-30-24 KR/BOX 2F
町田税経センター
TEL／042-726-6582 FAX／042-726-6559

謹んでお悔やみいたします

- ・西川 進 2010年2月 ご逝去
住 所 板橋区清水町 7-1

過日の最高裁の判決に注目した。

ホステスの源泉徴収税計算時の基礎控除部分の「計算期間の日数」とは、勤務日数ではなく当該期間の全日数をさすというもので、納税者の勝訴であった。基礎控除部分は、ホステス等の還付申告が多く税務署の事務量軽減のため創設したもので、現在は一日あたり五千円となってい。一審二審は、税務当局の「解釈」とおり、「勤務日数」としたものであった。

この判決で最高裁は、税法の条文は原則として分離解釈によるべきで、みだりに拡張解釈や類推解釈は許されないことを、また明確にしている。条文には「勤務日数」とはない。

また、現今の還付申告者の中には年金生活者も多いといわれる。ならばホステスの例のごとく、源泉税額を減額するなどの策を講ずべきではないか。まして、還付のための申告書の配布もやめたら、年金者の泣き寝入りが目に見える。

税務当局は過払い分の税金を還付することを納税者への「サービス」と考えているようだ。これは勘違いも甚だしい、「徵収」と「還付」とは同一レベルの、否「還付」は、「徵収」以上の誠意を加味すべき重要性を持つ税務署の業務であるはずだ。

(T・S)

ザ・コラム